

徳島県立中央病院医療安全センター設置要綱

(設置)

第1条 徳島県立中央病院における医療安全管理にかかる業務を行い、医療事故を未然に防止するとともに、医療事故発生時における適切な対応と再発防止を図るため、徳島県立中央病院医療安全センター（以下「センター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 センターは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 医療事故の原因・誘因の分析とこれに対する対応方針に関すること。
- (2) 医療事故に係る問題点及び改善策の検討並びに職員への情報提供に関すること。
- (3) 医療事故防止のためのマニュアル作成に関すること。
- (4) 医療事故に係る報告に関すること。
- (5) 医療紛争に対する対応策に関すること。
- (6) 患者からの苦情や相談に対応する相談窓口に関すること。
- (7) 医療安全に係わる問題点及び改善策の検討。
- (8) 医療安全のための職員研修に関すること。
- (9) その他、医療安全に係わる事務に関すること。

(組織)

第3条 センターは、病院事業管理者が任命するセンター長のほか、医療局、薬剤局、医療技術局、看護局及び事務局から病院長が指名する副センター長及びセンター員を持って構成する。

(センター長及び副センター長)

第4条 センター長はセンターを代表し、組織を総括する。

- 2 センター長が不在の場合は、予めセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

(医療安全管理委員会)

第5条 第2条に掲げる病院の安全管理に関する事項を審議し推進するための組織として、医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、病院長が指名する委員長が招集し、月に1回程度開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは随時委員会を開催することができる。
- 3 委員は、センター員のほか、病院長が必要と認めた者とし、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 院内の安全管理状況を定期的に把握し、具体的かつ迅速な対応を図るため、週1回程度医療安全管理ウィークリーミーティングを開催する。
- 5 院内の安全管理業務を推進するためのワーキンググループとしてセーフティマネージャー部会を設置する。

(運営)

第6条 センターに専従の医療安全管理者を置く。

- 2 医療安全管理者は副センター長となる。
- 3 センターの庶務は医療安全管理者の副センター長が行う。
- 4 センターに医療安全管理者の事務を補助するための職員を置くことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が医療安全管理委員会に諮って定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年1月21日から施行する。